

## ワンストップ特例制度の適用を申請する方への留意事項

寄附金税額控除に係る申告特例申請（ワンストップ特例制度）とは、確定申告や住民税申告をする必要のない方が、寄附金の税額控除が受けられる特例制度です。

### ■申請について

- ・ご記入いただいた申請書と本人確認書類を、**寄附を行った翌年1月10日（必着）**までに郵送で提出をお願いします。

※住所には寄附を行った年の翌年1月1日の住所地をご記入ください。

- ・郵送費用など申請書の提出にかかる費用については、寄附者様の負担となります。

### <本人確認書類>

個人番号および本人を確認できる書類の写しの添付が必須です。下記3パターンのうち、いずれかの方法で書類をご用意ください。

- 1.マイナンバーカードあり……マイナンバーカードの表裏面の写し
- 2.通知カードあり……通知カードの写し + 運転免許証もしくはパスポート等の写し
- 3.上記どちらもなし……住民票写し（個人番号が確認できるもの） + 健康保険証、年金手帳、納税証明書、源泉徴収票等の写しいずれか2点

※ 写真付きの証明書類がない場合、2つ以上の書類で本人確認をします。

※ マイナンバーカードや運転免許証等は、写真、個人番号、住所、氏名、生年月日が確認できるようにコピーしてください。

### ■申請書を提出後に住所などの変更があった場合

- ・申請書の提出後に、寄附をした年の翌年の1月1日までの間に住所などの申請の内容（電話番号は除く）に変更があった場合は、変更届出書と住所変更後の運転免許証やマイナンバーカード等の写しを、**寄附を行った翌年1月10日（月）（消印有効）**までに提出をお願いします。

※変更届出書は川西町のホームページからダウンロードできます。

### ■税の控除について

- ・ふるさと納税ワンストップ特例は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税が減額されます。

### ■5自治体を超える寄附を行った場合

- ・通常の確定申告を行って下さい。

※ワンストップ特例申請をした後に確定申告を行った場合、確定申告が優先されます。その際、必ず寄附金の控除申告も行って下さい。